

掛川市上下水道事業管理告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定する。

令和7年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称	所 在 地
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 委託した収納の事務

- (1) 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の規定に基づく公共下水道の使用料の収納事務
- (2) 掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の規定に基づく農業集落排水処理施設の使用料の収納事務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで